

# 養子離縁届の記入例

届出する年月日を記入してください。

## 養子離縁届

令和 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長 殿

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

### 養親が夫婦の場合

養親が夫婦である場合で、未成年者と離縁するには、夫婦が共同して離縁しなければいけません。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、単独で離縁できます。

養子が成年者なら、単独で離縁できます。

縁組中(現在)の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養子が縁組中の氏名で署名します。ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名します。押印は任意です。

持参いただくもの

- ① 養子離縁届書(1通)
- ② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- \* 本人確認のため
- ③ マイナンバーカード
- 表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。

連絡先 電話 0748 ( 24 ) 1234  
自宅・勤務先 [ ] 携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、養子離縁の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など) 押印は任意です。

(よみかた) 氏名	養子 ひがしおうみ たろう 氏名 <b>東近江 太郎</b>	養女 氏名	養親 ひがしおうみ やよい 氏名 <b>東近江 弥生</b>
生年月日	平成4年5月1日	年 月 日	昭和35年12月13日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番 号	番地 番 号	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番 号
(住民登録をして いるところ) 世帯主 の氏名	しが けんいち <b>滋賀 健一</b>		ひがしおうみ いたろう <b>東近江 一太郎</b>
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番	番地 番	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 筆頭者 の氏名	<b>東近江 一太郎</b>		<b>東近江 一太郎</b>
父母の氏名	父 <b>滋賀 健一</b> 続き柄 父 続き柄		
父母との続き柄	母 <b>びわ子</b> 長男 母 女		
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 許可の審判確定 <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない		
離縁後の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番 筆頭者 の氏名 <b>滋賀 健一</b>		
届出人 署名押印	<b>東近江 太郎</b> 印		<b>東近江 一太郎</b> 印 <b>東近江 弥生</b> 印

届出人	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離縁 または <input checked="" type="checkbox"/> 死亡した者との離縁のときだけ必要です。	
資格	離縁後の親権者 (□父 □養父) □未成年後見人	離縁後の親権者 (□母 □養母) □未成年後見人
住所	番地 番 号	番地 番 号
本籍	番地 番 筆頭者 の氏名	番地 番 筆頭者 の氏名

(よみかた) 氏名	養父 ひがしおうみ いたろう 氏名 <b>東近江 一太郎</b>	養母 ひがしおうみ やよい 氏名 <b>東近江 弥生</b>
生年月日	昭和35年12月13日	昭和40年11月8日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番 号	番地 番 号
(住民登録をして いるところ) 世帯主 の氏名	ひがしおうみ いたろう <b>東近江 一太郎</b>	
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番	滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 筆頭者 の氏名	<b>東近江 一太郎</b>	
届出人 署名押印	<b>東近江 一太郎</b> 印	<b>東近江 弥生</b> 印

証人	(協議離縁または死亡した者との離縁のときだけ必要です)	
署名押印	<b>滋賀 健一</b> 印	<b>滋賀 びわ子</b> 印
生年月日	昭和34年3月13日	昭和36年11月11日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番 号	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番 号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 番

養父	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ( )
養母	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ( )
通知	送付 年 月 日
確認	通知

**戸籍法73条の2の届出**  
離縁の日から3ヶ月以内に限り届出ができ、家庭裁判所の許可なく、離縁の際に称していた氏を名乗ることができます。

押印は任意です。